

**重 要****認定後の注意事項について**

## 《被扶養者について変更があった時》

被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、個人番号（個人番号を有する者に限る。）及び被保険者との続柄、同居・別居の有無について、変更があったときは、被扶養者資格の再審査が必要になりますので、すみやかに事業所を通じて（任意継続被保険者は直接健康保険組合）健康保険組合に届け出てください。（健康保険施行規則第三十八条）

## 《被扶養者確認調査について》

1年に1度、健康保険の被扶養者を対象に、収入等の認定基準を継続的に満たしているかどうかについて、加入資格の確認調査を行うことが義務づけられています。確認調査に必要な書類を提出しない場合や、調査の結果、認定基準を満たしていないと健康保険組合で判定された場合は、被扶養者の資格を失います。（健康保険施行規則第五十条）

また、夫婦が共働きで家族を扶養している場合、被扶養者では無い配偶者の収入確認も必要となりますのでご注意ください。（厚生労働省通知 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について）

**「収入基準」 詳細はホームページ 被扶養者資格の認定基準について をご確認ください。**

|                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| 60歳未満          | 年間見込み額 130万円（月額 108,334円、日額 3,612円）未満 |
| 60歳以上（または障害者※） | 年間見込み額 180万円（月額 150,000円、日額 5,000円）未満 |

※障害者とは概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の者のことです。

- ・税制における年間収入と健康保険の収入基準は金額だけでなく、計算方法や対象となる期間も異なりますので、以下の違いに注意していただくようお願いいたします。
  - ・健康保険の収入は加入時または加入後の任意の時点（資格確認調査や随時調査など）の月額収入がその後1年間、同じ水準で続くとみなして計算した場合の「年間見込み額」です。このため、月額収入が年間基準の1か月換算額（月額基準=108,334円または150,000円）以上になると、その時点で収入オーバーとなり、被扶養者資格を喪失します。
  - ・税制上の年収は課税年度（前年1～12月）の実際の収入合計額、所得は年収から基礎控除等を差し引いた課税対象額です。社会保険と税制の年収を混同されないよう、注意してください。
- ・自営業の方の収入は、総収入金額から売上原価を差し引いた差引金額（粗利）から、大阪読売健康保険組合が定めた直接的必要経費を差し引いた金額が実際の収入となります。

## 《証明書類の保管について》

＜1＞収入を証明するもの（給与明細・年金額改定通知書（振込通知書）・確定申告書等）は後日提出を求められますので、少なくとも過去2年分は大切に保管しておいてください。

- ①給与収入…給与、賞与、手当（通勤交通費など含む）、報酬など労働の対価として得たすべての金銭
- ②各種年金…国民年金（老齢・遺族・寡婦・障害）、厚生（共済）年金（老齢・遺族・障害）、恩給、企業年金等（企業年金・公務員の年金払いの退職給付）、個人年金（保険会社等の年金型保険、財形年金など）、その他
- ③事業収入…自家営業、農林水産業など
- ④利子・配当収入…預貯金利子、株式配当金、有価証券利息など
- ⑤不動産収入…土地・家屋の賃貸などによる収入
- ⑥雑収入…原稿料、講演料、印税など
- ⑦健康保険の傷病手当金・出産手当金
- ⑧雇用保険から支給される基本手当、傷病手当などすべての手当・給付金
- ⑨その他…被保険者以外からの定期的な生活援助、収入など

## ＜2＞仕送り証明について

別居の被扶養者を仕送りにより生計維持されている場合、仕送り証明は常時過去1年分を保管してください。後日、提出を求められます。

## 《被扶養者でなくなるケースについて》

当健保ホームページ 申請書ダウンロード内に掲載の別紙の「被扶養者が脱退するときの提出書類について」をご確認いただき、該当する場合はすみやかにお手続きください。